



スポーツにおける暴力／セクシュアル・ハラスメント：見えにくいハラスメントの現状と課題

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-06-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 熊安, 貴美江 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10466/14531

第5回講演

スポーツにおける暴力／セクシュアル・ハラスメント

——見えにくいハラスメントの現状と課題——

熊安 貴美江

はじめに

2013年は、スポーツ環境においてセクシュアル・ハラスメント／性暴力を含む暴力事件が相次ぎ、関連する報道や議論、対策方法の模索に明け暮れた1年でした。スポーツ環境における暴力の問題化は、一連の過程を経て一定程度進んだようにも思えます。

表1と表2は、近年スポーツ環境において生じた暴力や性暴力の事件事例です。特にこの間の記憶に新しいのは、2012年末の大阪市立桜宮高校バスケットボール部キャプテンの自殺によって発覚した、顧問による暴力指導、続いて2013年1月末に発覚した、全日本柔道女子ナショナルチーム強化選手15人の連名による、指導陣に対する暴力指導の告発です。さらに2月1日には、2011年に発覚した大学女子柔道部コーチ（元オリンピック連覇者）による女性部員に対する性暴力事件の一審判決が下され、その後2013年12月の控訴審でも、一審判決を支持した実刑判決が下されました。しかし暴力問題への対応が進むさなかにも、同様な問題が生じ続けているのも一方の事実であり、スポーツ環境下で十分な問題意識が共有されているとは言い難い状況にあります。

ちなみに、文部科学省によれば、2012（平成24）年度の体罰発生件数は6,721件（被害人数14,208人）、全国の国公私立の小中高校、中等教育学校、

表1 スポーツ環境にみられる暴力事例（指導者から選手、教え子へ）

＜事例＞	＜加害者＞	＜被害者＞	＜場所＞	＜処分/結果＞
岡山県立高校野球部監督(2005)	35歳	男子部員45人 暴力、全裸ランニング	グラウンド	懲役1年6月、執行猶予3年
北海道私立高校野球部長(2005)	27歳	男子部員 (未成年)	練習場、 宿舍の部屋	謹慎処分
大分県立高校剣道部顧問(2009)	46歳	男子部員 (未成年)	体育館など	業務上過失致死容疑で書類送検 不起訴
柔道女子日本代表監督(2012)	39歳	全日本柔道女子ナショナル チーム強化選手15人	体育館など	監督辞任、1年6ヶ月の会員登録停止 処分、警務部長訓戒処分(警視庁)
大阪市立高校バスケットボール部 顧問(2012)	47歳	男子部員 (未成年)	体育館など	懲戒免職 懲役1年、執行猶予3年
愛知県立高校陸上部監督(2013)	50歳	男子部員 (未成年)	陸上競技場な ど	懲戒処分、依願退職 その後外部コーチとして指導。

表2 スポーツ環境にみられる性暴力/セクハラ事例（指導者から選手、教え子へ）

＜事例＞	＜加害者＞	＜被害者＞	＜場所＞	＜処分/結果＞
大分県立高校陸上部元監督(2001)	62歳	女子部員 (未成年)	合宿先 路上	強制わいせつ罪で逮捕、 同罪で懲役2年4月
熊本県立高校バスケットボール部 外部コーチ(2006)	56歳	女子部員 (未成年)	部屋・遠征先 ホテルの自室	暴行・傷害・強制わいせつ罪 懲役11年
名古屋フィギュアコーチ(2008)	56歳	教え子 (未成年)	加害者自宅の 部屋	強姦致傷容疑で逮捕、 同罪で懲役7年
大阪 テニスコーチ(2009)	59歳	教え子 (未成年)	加害者自 宅併設寮	児童福祉法違反容疑で逮捕、 示談成立、告訴取り下げ、不起訴
熊本 大学柔道部コーチ(2011)	33歳	女子部員 (未成年)	遠征先 ホテルの自室	強姦罪で起訴。一審・控訴審とも 懲役5年の実刑判決。上告
愛知県 高校柔道部顧問(2012)	45歳	女子部員 (未成年)	校内、寮 ラブホテル	強制わいせつ罪で逮捕、 同罪で懲役2年2月、執行猶予3年

高峰峰 (2010)「スポーツにおける性暴力の背景を探る ―スポーツ社会学の立場から―」日本スポーツとジェンダー学会第9回大会シンポジウム「スポーツにおける性暴力」発表資料をもとに加筆修正

特別支援学校、高等専門学校調査対象38,346校のうち4,152校（10.83%）に上っています¹⁾。前年度（2011（平成23）年度）の404件²⁾と比べると急増しているように見えますが、実は過去のデータは懲戒処分者数のみカウントしたものであったのです。以上の数字は体育・スポーツ環境以外で生じ

- 1) 文部科学省「体罰の実態把握について第2次報告（平成25年8月9日（金）」
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/_icsFiles/afieldfile/2013/08/09/1338569_01_2_1.pdf 2014.2.12接続確認
- 2) 文部科学省初等中等教育局「体罰について 1. 体罰に係る懲戒処分等の状況（23年度）」
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/dail/siryou4-2.pdf> 2014.2.12接続確認

た件数も含みますが、処分事案以外の事件化されない体罰報告を含めると膨大な体罰が生じていることがわかります。事件化されてはじめて、日常の実態把握への着手が進んだという点で「事件化」の意義と言えるでしょう。

同時にこのような現状は、スポーツ環境においても日常にいかにかこうした実態が潜んでいるかをうかがわせるものです。スポーツ環境においてはさらに、セクシュアル・ハラスメント（以下、SH）は事件化されてもお見えにくく直視されにくい問題であり、有形力を含む暴力問題とともに、同環境下ではきちんと可視化してとらえられていない部分があると思います。

以下では、スポーツ環境において生じる暴力的行為やSH的行為を明らかにするためにプロジェクトチームでおこなった調査に基づきつつ、いかに多くのスポーツ選手たちがハラスメントに満ちたスポーツ環境下にあるか、その実態を示すとともに「見えにくさ」の原因を考え、この間のスポーツ界の対応を概観したうえで、今後の可視化のための課題について報告したいと思います。

1. 暴力やセクシュアル・ハラスメントの調査に伴う困難と調査概要

本日のご報告は、平成18～20年度日本学術振興会科学研究補助金（基盤研究（C）18510233）「スポーツにおける倫理調査グループ」による調査に基づくものであり、まず調査に伴う困難とともにその概要を示します。

本調査チームではまず、2006年（財：当時）日本体育協会（以下、（公財）日体協）に調査協力を依頼しました。傘下の47都道府県体育協会から広く調査協力を得られるという調査サイドのメリットと、スポーツ統括組織に対する意識啓発がねらいでした。直接依頼した担当者からは好意的な協力意向をいただけたのですが、結局のところ最終的な協力を得ることはできませんでした。やむをえず直接47都道府県体育協会に依頼をしたところ、協力を得られたのは約3割にとどまり、そのうち選手調査について協力を得られたのは3都道府県体育協会のみでした。本来は、こうした問題

の実態を把握し、予防や対応の策を示すのがスポーツ統括組織の役割ですが、なぜこれほど調査協力を得られなかったのでしょうか。国民体育大会（以下、国体）を主催、開催する（公財）日体協や都道府県体育協会にとって、選手には暴力やSHなどの人権問題にセンシティブになるよりも、競技に専念してもらいたい、という思惑が働いたのかもしれませんが。このような調査への協力状況自体に、「問題化」を回避するスポーツ組織の閉鎖性が示されているように思えました。結果的に選手に関しては主に国体レベルの競技者が調査対象となったため、指導者と選手の比較は全国レベル以上のハイレベル指導者/選手に限られることをあらかじめお断りし、以下に具体的な概要をまとめておきます。

<調査対象者>

- 協力都道府県体育協会：16/47（34.0%）。うち国民体育大会参加選手団に対する調査協力は、3都道府県（埼玉県、宮城県、山梨県）（6.4%）体育協会のみ
- 国体指導者297名を含む計3,734名の指導者と、主に国体参加レベルの18歳以上選手1,162名に対し調査用紙を配布

<倫理的配慮>匿名性の保証と個人情報の厳守

- 記入した調査用紙を記入者自身の手で封筒に入れ密封した後に回収
- 配布当日に回収か後日個別に郵送にて返信のふたとおりの回収方法を提示
- データ分析は調査グループのみがおこなう

<調査時期と回収率>

- 2007年9月～2008年8月
- 回収数（率）は、指導者1,406部（37.7%）、選手418部（36.0%）（含：全国レベル以上で活動する指導者664名（男性577名、女性87名）と選手353名（男性209名、女性144名）、合計1,017名）。ただし分析対象は、分析ごとの全項目回答者数を母数とする

<調査内容>

- 学校の体育授業を除くスポーツ活動（学校や実業団の部活動、スポーツクラブや道場などにおける活動）の場における以下の行為について設問

1. 指導者が選手に対しておこなう、暴力を含む反倫理的行為（権力乱用による不適切な行為）12項目。以下、暴力的行為とする
 2. 男性指導者が女性選手に対しておこなう、SHになりうる行為15項目³⁾
- 以上の各項目について、○「評価」：適切である／適切でない ○「経験」：頻繁にある（5回以上）／何度かある（1～4回）（分析ではまとめて「経験あり」とする）／ない を指導者と選手双方にたずね、選手についてはさらに ○「受容」：受容られる／受容られない をたずねた。選手に関しては、たとえ適切ではないと自身が評価する行為でも、より弱い立場にあるがゆえ、「指導者からおこなわれた際には受容れる」という状況が生じうると考え、そのような実態を明らかにする必要があると考えたためである。

II. 指導者から選手に対する暴力的行為の現状

調査で設定した12行為（すべて、指導者から選手に対する行為）は以下の通りです（（ ）内は、グラフにおける短縮表示）。従来のスポーツ活動における暴力調査では、主に指導者の身体的暴力行為に焦点化して検討される傾向がありましたが、スポーツ指導において生じるこれらの問題を、指導関係における力学のなかで構造的にとらえ理解するためには、指導者による有形力の行使のみならず、ことばによる暴力や被指導者への私的奉仕の要求なども含めて考えてみる必要があると考えました。こうした視点から指導者から選手への暴力を含む反倫理的行為をより広い文脈でとらえたうえで、以下の3つの行為群に分類しました。

①「身体的暴力」

3)「平手でたたく」

3) SHは必ずしも男性指導者から女性選手に対しておこなわれる行為とは限らず、あらゆる関係性において生じうるが、スポーツ環境においては圧倒的に男性指導者の割合が高く、またこの関係性において象徴的にSH事件が生じているため、本調査ではこの典型例の実態を明らかにすることを目的とした。

- 4) 「拳でなぐる」
 - 5) 「足で蹴る」
 - 6) 「メガホン等のモノでたたく」(「モノでたたく」)
 - 7) 「ボール等を投げつける」
- ② 「身体的・精神的苦痛」
- 10) 「水を飲ませない」
 - 11) 「人格を否定するような言葉を言う」(「人格を否定する発言」)
 - 12) 「存在を無視する」
- ③ 「奉仕と罰」
- 1) 「身の回りの世話をやらせる」(「身の回りの世話をさせる」)
 - 2) 「指導者のマッサージをさせる」(「マッサージをさせる」)
 - 8) 「罰としてランニングなどの長時間のトレーニングをさせる」
(「罰としてのトレーニング」)
 - 9) 「罰として正座をさせる」(「罰としての正座」)

1. 指導者全体のハラスメント傾向

はじめに、多様なレベルにおいて活動する指導者全体の傾向をとらえておきましょう。図1は、暴力的行為全項目に回答した全指導者(1,285人)の、各行為に対する評価(適切である)と経験(あり)の割合を示したものです。(以下のすべての図において、*印は統計的有意差のある項目を示します。有意水準は以下の通りです。*:5%水準、**:1%水準、***:0.1%水準)

全項目において、「適切である」と考える人よりもこうした行為をおこなった経験をもつ人の割合が上回っています。図には表示されていませんが、「経験あり」と回答したうちの6~9割強の指導者は、「適切でない」と考えています。「不適切だろうけど実際にはやっている」という、確信犯的な行為ということもできそうです。ちなみに、評価については男女指導者間で差異は見られませんでした。

図2は、全指導者の暴力的行為の経験率を男女比較(男性966人、女性258人)したものです。

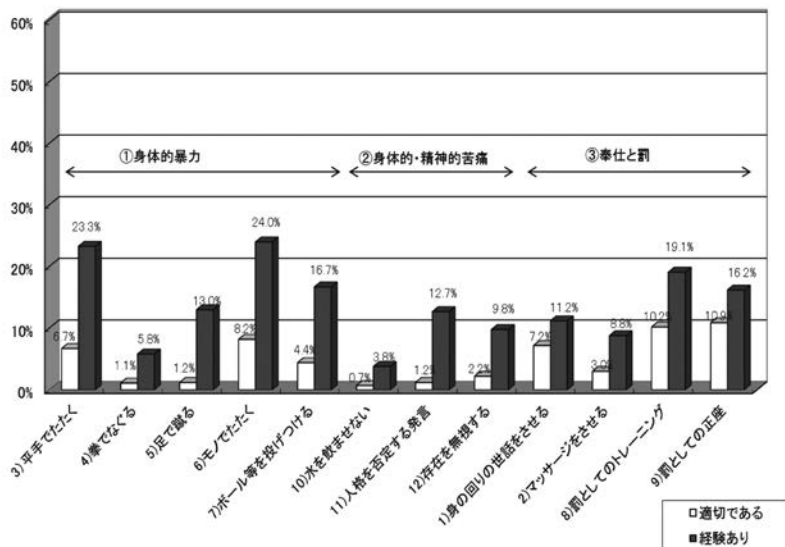


図1 暴力的行為に対する評価と経験（全指導者）

*ただし、全項目回答者数を母数とする（n=1285）

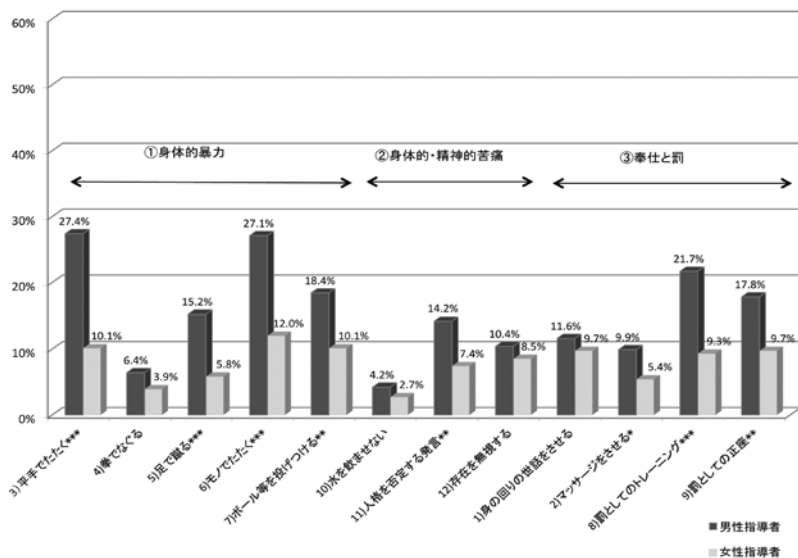


図2 暴力的行為の経験あり（全指導者 男女比較）

*ただし、全項目回答者数を母数とする（男性n=966、女性n=258）

全項目で男性指導者の方が女性指導者よりも高い割合で暴力的行為をおこなっています。統計的有意差がみられる項目は12項目中8項目に上ります；①「身体的暴力」では3)平手でたたく、5)足で蹴る、6)モノでたたく、7)ボール等を投げつける、②「身体的、精神的苦痛」では11)人格を否定する発言、③「奉仕と罰」では2)(指導者の) マッサージをさせる、8)罰としてのトレーニング、9)罰としての正座。

図3は、行為経験率を指導レベル別（全国レベル以上（以下ハイレベル）642人、ミドルレベル486人、非競技レベル102人）にみたものです。

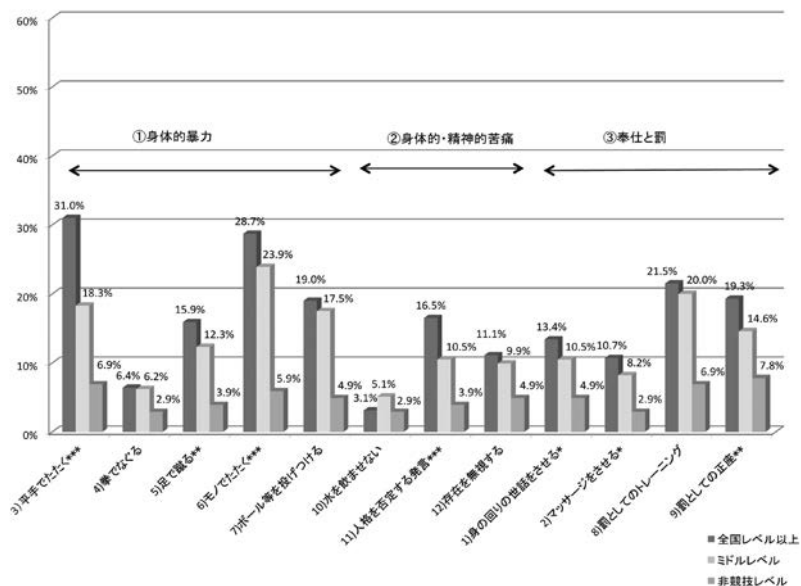


図3 暴力的行為の経験あり（全指導者 指導レベル別比較）

*ただし、全項目回答者数を母数とする（全国レベル以上642、ミドルレベル486、非競技レベル102）

非競技レベルの指導者は一律にこうした行為をおこなう率が低い一方、ほぼすべての項目においてハイレベル指導者の行為率が高いことがわかります。なかでも①「身体的暴力」では3)平手でたたく、5)足で蹴る、6)モノでたたく、②「身体的、精神的苦痛」では11)人格を否定する発言

言、③「奉仕と罰」では 1)身の回りの世話をさせる、2)(指導者の) マッサージをさせる、9)罰としての正座、の7項目でハイレベル指導者の行為率が高くなっています。

ちなみに、スポーツタイプ別（個人スポーツ732人、チームスポーツ464人）で比較すると、チームスポーツ指導者の方が個人スポーツ指導者よりも有意に高い割合で、以下の4行為をおこなっています；3)平手でたたく（29.7%>21.2%）、5)足で蹴る（18.8%>10.2%）、7)ボールなどを投げつける（27.4%>11.1%）、8)罰としてのトレーニング（26.9%>15.4%）。

以上、指導者側の経験率からみると、男性指導者、ハイレベル、チームスポーツが、暴力的行為と比較的高い関連をもっていると指摘できます。

以下では、選手と比較する目的も含めて、ハイレベルの指導者と選手の実態についてみていきましょう。

2. ハイレベル指導者のハラスメント経験

図4は、ハイレベル指導者のうち男女（男性537人、女性79人）の暴力的行為経験率を比較したものです。

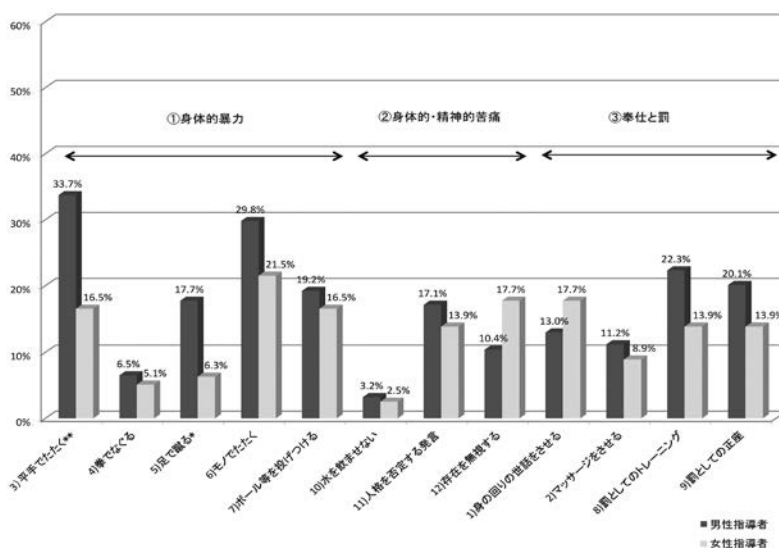


図4 暴力的行為の経験あり（ハイレベル指導者 男女比較）
*ただし、全項目回答者数を母数とする（男性n=537、女性n=79）

ハイレベルになると男女指導者とも経験率が上がり、同時に男女間の有意差項目が2項目（3)平手でたたく、5)足で蹴る）に減少します（3) (33.7% > 16.5%) と 5) (17.7% > 6.3%) で、いずれも男性の経験率が女性のそれよりも高い。男性指導者のみのレベル別比較によると、ハイレベル指導者で経験率が有意に高くなるのが、①「身体的暴力」の 3)平手でたたく、5)足で蹴る、6)モノでたたく、②「身体的、精神的苦痛」の 11)人格を否定する発言です。一方女性指導者のみのレベル別比較では、①「身体的暴力」の 3)平手でたたく、6)モノでたたく、②「身体的、精神的苦痛」の 12)存在を無視する、③「奉仕と罰」の 1)身の回りの世話をさせるが同様に、ハイレベル指導者での頻度が高くなっています。後者の 2項目12)と1)については、ハイレベルでは男性指導者と比較しても女性の方が高頻度でおこなう行為であることも見逃せません。

ちなみにスポーツタイプ別（個人スポーツ442人、チームスポーツ186人）比較では、全指導者と同じ4項目でチームスポーツ指導者の方が個人スポーツ指導者よりも有意に高い経験率を示しています；3) (40.9% > 27.4%)、5) (24.2% > 12.4%)、7) (32.8% > 13.3%)、8) (28.0% > 19.0%)。

以上は、指導者側からみたハラスメントの実態ですが、これらの行為を実際に受ける側の選手の立場からみたとき、どのような実態が浮かび上がってくるかを、次にみていきます。

3. ハイレベル選手が受けるハラスメントの実態

図5は、ハイレベル選手（全項目回答者346人）の暴力的行為に対する評価（適切である）、受容（受容られる）、経験（あり）の割合を示しています。

一見して、ハイレベル選手たちが暴力的行為を受ける率の高さに驚かされます。どの項目でも、2割から6割近くの選手がこれらの行為を指導者から受けているというのは、見過ごせない事実です。5割前後の選手が3)平手でたたく、6)モノでたたく、1)身の回りの世話をさせる、8)罰としてのトレーニングを経験しており、4割近くの選手が5)足で蹴る、7)ボール等を投げつける、2)マッサージをさせる、9)罰としての正座を経験して

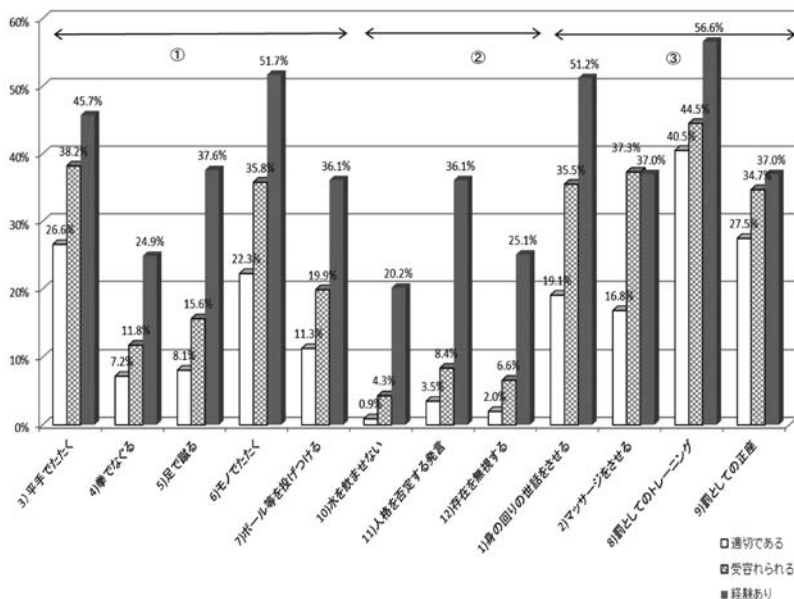


図5 暴力的行為に対する評価／受容／経験（ハイレベル選手）
*ただし、全項目回答者数を母数とする（n=346）

います。②「身体的、精神的苦痛」に関しては、3項目とも、適切である、受容られるとする選手は少ないにもかかわらず、多くの選手がこれらの行為を受けています。

一般的に「適切である」と考える率よりも「受容られる」とする率が高く、それを超えて多くの選手が、「経験あり」と回答していることがわかります。競技で卓越をめざすハイレベル選手は、指導者との関係性から抜け出すことが困難であり、競技界からドロップアウトしたくなければ、不適切と思われるような行為でも黙って受容せざるをえません。こうした行為を受ける率の高さが、とりわけ①「身体的暴力」や③「奉仕と罰」に対する「受容れ」の態度を生み出すのではないかと考えられます。

次にハイレベル選手の暴力的行為経験の男女比較（男性201人、女性139人）を図6にあげています。

4項目において、男性選手の経験率が女性選手を上回りました（①「身

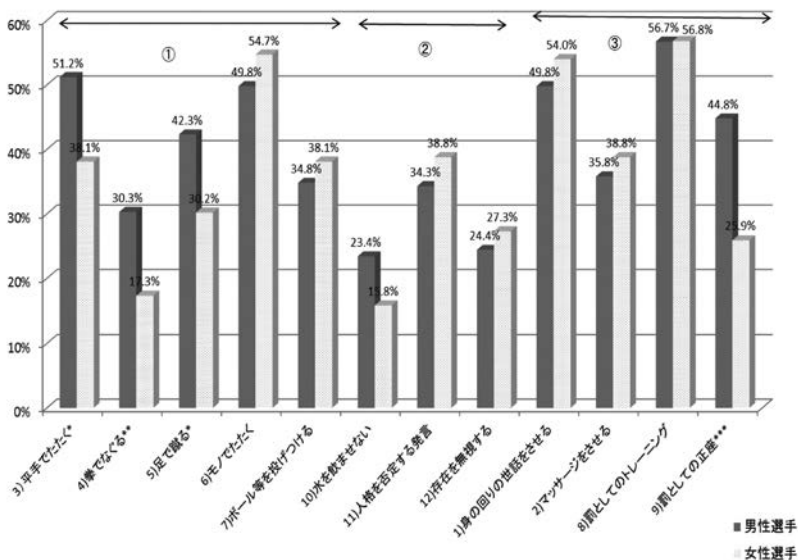


図6 暴力的行為を受けた経験あり（ハイレベル選手 男女比較）

*ただし、全項目回答者数を母数とする（男性n=201、女性n=139）

体的暴力」の3項目（3）平手でたたく、4）拳でなぐる、5）足で蹴る）と③「奉仕と罰」の9）罰としての正座）。参考までに評価（適切である）と受容（受容られる）では、以下の項目に男女差がみられました（不等号の前の%は男性選手、後ろの%は女性選手）。

- ①「身体的暴力」の3行為…いずれも男性選手が女性選手よりも許容的
 評価 3) (30.8% > 20.9%)、5) (10.9% > 3.6%)
 受容 4) (15.4% > 6.5%)
- ③「奉仕と罰」の奉仕行為…男性選手よりも女性選手の方が許容的
 評価 2) (11.9% < 23.7%)
 受容 2) (33.3% < 43.9%)

ちなみにスポーツタイプ（個人スポーツ224人、チームスポーツ122人）別にみると、2) マッサージをさせると12) 存在を無視する以外の全項目で、チームスポーツ選手の方が個人スポーツ選手よりも有意に高い経験率を示しています（以下、不等号の前の%はチーム、後ろは個人）。

- ①「身体的暴力」全5項目
 - 3) (63.9%>35.7%)、4) (38.5%>17.4%) 5) (60.7%>25.0%)、
 - 6) (64.8%>44.6%)、7) (65.6%>20.1%)
- ②「身体的・精神的苦痛」のうち2項目
 - 10) (28.7%>15.6%)、11) (48.4%>29.5%)
- ③「奉仕と罰」のうち3項目
 - 1) (59.0%>46.9%)、8) (75.4%>46.4%)、9) (44.3%>33.0%)

チームスポーツにおける暴力的行為は、見せしめの要素が強く、選手個人の主体性を奪い、恐怖による負の連帯につながる可能性があります。

まとめ

以上より、男性選手の方が女性選手よりも「身体的暴力」を受ける率が高く、それらに対して許容的な認識を示すことがわかります。受容れなければドロップアウトするしかなく、生き残るためにこれらの行為を正当化する意思がはたらいっているのではないのでしょうか。一方、女性選手は指導者に対する私的奉仕（「身の回りの世話」や「マッサージをさせる」）をする率が高く、それらに対して許容的な傾向を示しています。

男性選手に対しては有形力による支配、女性選手に対しては、私的な奉仕をさせることによる取込みによる支配の傾向とみることも可能でしょう。

こうした価値観を受容れた者しか競技の世界に残れない（＝サバイバルのために受容れざるを得ない）としたら、指導を口実とする指導者と、それを受容せざるを得ない選手との間で、こうした行為が問い直されることなく再生産され、被害として「見えにくく」なるのではないのでしょうか。

Ⅲ. 男性指導者から女性選手に対するSH的行為の現状

これまで述べたようなハラスメントが日常的におこなわれているハイレベルなスポーツ環境において、SHの現状はどのようなものなのでしょうか。

以下にまず、調査で用いたSHになりうる項目15行為の分類（すべて男

性指導者から女性選手に対する行為)を示します(()内は、グラフにおける短縮表示)。

①「性的な言動・接近」

- 1) 「容姿に関する言葉をたびたび言う」(容姿に関する発言)
- 2) 「二人きりの食事にたびたび誘う」(二人きりの食事)
- 3) 「ひわいな言葉や冗談を言う」(ひわいな発言)
- 4) 「性的な経験や性生活について質問する」(性的な質問)
- 8) 「からだをじろじろと見る」(じろじろ見る)
- 11) 「女子更衣室に入る」(更衣室に入る)
- 13) 「遠征や合宿先で同じ部屋に泊まる」(同じ部屋に泊まる)

②「指導関連言動」

- 5) 「月経について質問する」(月経について聞く)
- 9) 「あいさつや励ましのためからだにさわる」(挨拶でさわる)
- 10) 「マッサージでからだにさわる」(マッサージでさわる)
- 12) 「他に人がいない部屋に一人だけ呼び出す」(一人だけ呼び出す)

③「ジェンダー・ハラスメント (GH)」

- 6) 「カラオケでデュエットをさせる」(デュエット)
- 7) 「飲み会でお酌をさせる」(お酌)

④「親密な関係」

- 14) 「恋愛関係になる」(恋愛関係)
- 15) 「性的関係を持つ」(性的関係)

1. ハイレベル男性指導者のSH的行為の傾向

図7は、ハイレベル男性指導者(SH全項目回答者数525人)の、各行為に対する評価(適切である)と経験(あり)の割合を示しています。

①「性的な言動・接近」をみると、「適切である」と考える男性指導者は少ないものの、それより高い率の指導者が実際にはそうした行為をおこなっていることがわかります。

気になるのは、④「親密な関係」における14)女性選手との恋愛を、10.5%の男性指導者が「適切」と評価していることです。指導者と被指導

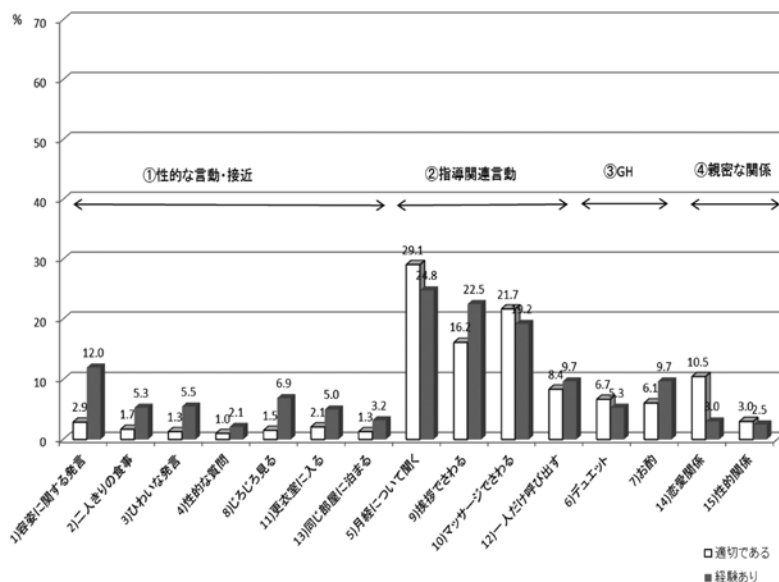


図7 ハイレベル男性指導者のSH的行為に対する評価と経験
*ただし、全項目回答者数を母数とする (n=525)

者が、その指導関係を越えて親密な関係をもつことは、SHのリスクにつながりやすいのですが、このデータにはその点に関する危機意識の低さが如実に表れています。昨年出版された牟田和恵さんの著書⁴⁾のタイトル表記をお借りすれば、「コーチ、その恋愛はセクハラです」という注意を喚起しなければならない状況だと思えます（後述）。

ちなみに、スポーツタイプ（個人スポーツ352人、チームスポーツ163人）による比較をおこなったところ、全般的に個人スポーツ指導者の方が、チームスポーツ指導者よりもSH的行為の経験率が高く、特に10) マッサージでさわるでは有意差が見られました（個人スポーツ21.6% > チームスポーツ14.1%）。

4) 牟田和恵 (2013) 『部長、その恋愛はセクハラです！』 集英社新書

2. ハイレベル女性選手が経験するSH的行為の実態

次に図8に、ハイレベル女性選手（SH全項目回答者数138人）の、各行為に対する評価（適切である）と経験（あり）、および受容（受容れられる）の割合を示しました。

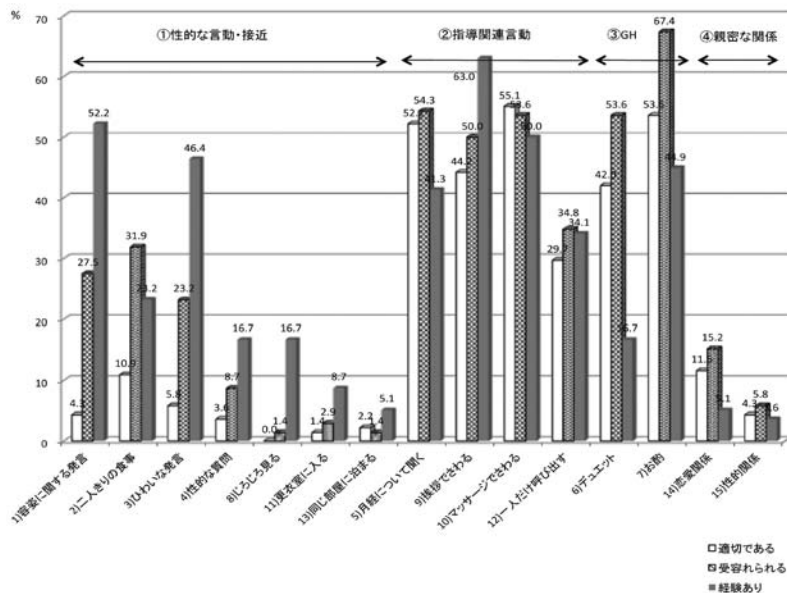


図8 ハイレベル女性選手のSH的行為に対する評価・受容・経験

*ただし、全項目回答者数を母数とする (n=138)

特に①「性的な言動・接近」において、「適切である」とする率よりも、「受容れられる」とする率が高く、さらにそうした行為を受けた経験があるとする率が高くなっています。また、適切であるとする評価では、15項目中9項目において、男性指導者より女性選手の方が許容的であることもわかりました⁵⁾。特に②「指導関連言動」や③「GH」は全項目において

5) 熊安貴美江ほか (2011) 「スポーツ環境における指導者と選手の適切な行為——セクシュアル・ハラスメントに関する男性指導者と女性選手の認識と経験——」スポーツとジェンダー研究9、30頁

女性選手の方が高い許容度を示しており、男性指導者によるSH的行為に対する彼女らの甘い態度が際立っています。男性指導者側は、近年の社会におけるSH状況から、建前としてこれらを不適切な行為として評価する可能性が指摘できる一方、女性選手は、競技の世界に生き残る手段のひとつとして、自らの感覚を鈍化させているという可能性も指摘できます。

図9に、こうした行為を受けた経験がある者について、評価（適切でない／ない）と受容（受容れられる／られない）の内訳を示しました。各項目2本ずつの棒グラフのうち、上部の数値が、左:「適切でない」、右:「受容れられない」を示し、実質的に「望まれない行為=SH」としての経験者率を表しています。

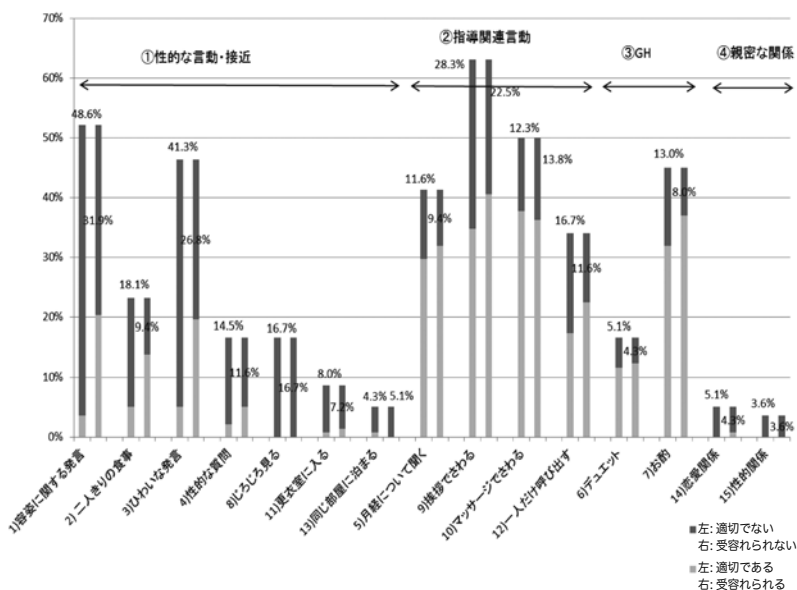


図9 ハイレベル女性選手 SHとして経験した人の割合 (左棒: 評価 右棒: 受容)
*ただし、評価・受容・経験の全項目回答者数を母数とする (n=138)

- このグラフより、以下のような傾向が指摘できます。
- ① 「性的な言動・接近」については、多くがSHとして経験している。

不適切と思いつつも受容れざるをえない現状がうかがえる。

- ②「指導関連言動」では、10～30%程度がSHとして経験しており、スポーツ環境では指導行為として許容されがちな行為が、指導を口実にしたSHの温床となっている現状を追認することができる。
- ③「GH」では、男性指導者への私的奉仕に対して許容的な傾向がある。
- ④「親密な関係」では、男性指導者との「恋愛関係」を経験したことがある者が7人、「性的関係」経験者が5人おり、全員が不適切なこととして経験している。また後者は全員が「受容れられない」と回答しており、「性的虐待」の危険性が指摘できる。

このような、おそらくは合意に見える関係には、常に危うさが潜んでいます。そもそも、指導関係に「合意」の有無はありえないというのが、国内の他領域でのSH防止ガイドラインが示す理解であり、諸外国の代表的なスポーツ関連組織の指針でも、「このような当事者間において選手が示す「合意」は疑わしく（WSF）⁶⁾」、「コーチと選手の間には、権威や権力、地位などの相違があるため、合意があろうとも（両者の）性的関係は搾取的になりうる（ASC）⁷⁾」と明記されています。

セクシュアル・ハラスメントとは、「性的意味合いを帯びた行為」、「望まれない行為」、「権力と信頼の乱用に基づく行為」ということができますが、国際オリンピック委員会（以下、IOC）の「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待 統一声明」の根拠となった研究では、「性的虐待」を以下のように説明しています；「被害者が加害者によって陥れられた（グルーミング）状況下で、性的行為あるいは性交に逆らえ

6) WSF (Women Sport Foundation) THE FOUNDATION POSITION: SEXUAL HARASSMENT AND SEXUAL RELATIONSHIPS BETWEEN COACHES, OTHER ATHLETIC PERSONNEL AND ATHLETES.

https://www.womenssportsfoundation.org/home/advocate/title-ix-and-issues/title-ix-positions/sexual_harassment 2014.3.3接続確認

7) ASC (Australian Sports Commission) MEMBER PROTECTION POLICY TEMPLATE FOR NATIONAL SPORTING ORGANISATIONS VERSION 7 (January 2013)

http://www.ausport.gov.au/__data/assets/word_doc/0010/516646/MPP_Template_Jan2013.docx 2014.3.3接続確認

ないよう同調を強いられること⁸⁾」。性的搾取の連続体としてSHの延長線上にありながら、性的虐待は一見、合意しているように見えることにも特徴があるとされており、関係者はそのことをよく理解しておく必要があるでしょう。

ちなみに、スポーツタイプ（個人スポーツ85人、チームスポーツ53人）ごとの傾向もあげておきます。個人スポーツとチームスポーツでは、SH的行為の経験率に有意差は見られませんでした。評価（適切である）と受容（受容られる）には、以下のような有意差が見られました。

- 評価 「チーム」 > 「個人」： 6) デュエット (58.5% > 31.8%)
「個人」 > 「チーム」： 10) マッサージ (62.4 > 43.4%)
14) 恋愛関係 (18.8% > 0.0%)
15) 性的関係 (7.1% > 0.0%)
- 受容 「個人」 > 「チーム」： 2) 二人きりの食事 (40.0% > 18.9%)
14) 恋愛関係 (21.2% > 5.7%)

これによると、スポーツタイプによるSH的行為経験率に差はないものの、個人スポーツをしている女性選手は、男性指導者からのマッサージや親密な個人的関係に対して許容的な意識傾向があることが見て取れます。

まとめ

セクシャライズされた言語空間や、指導関連行為における身体接触（密室性を伴いやすい）に馴らされ、ハイレベル女性選手たちの男性指導者によるSH的行為への評価・受容は甘くなる傾向があります。これらが被害としての「見えにくさ」、望まない性的関係（性的虐待）へのリスクにつながるため、関係者の意識啓発が肝要です。しかも、暴力的行為と異なり、SHは「練習の場」以外でも生じやすく、個人的な関係性に閉塞する場合も多いため、被害者が孤立化しやすく告発しにくい状況に陥りやすいとい

8) Brackenridge, C. (1997) "He Owned Me Basically..." Women's Experiences of Sexual Abuse in Sport, *International Review for the Sociology of Sport*, 32(2): 115-130.
= (2003) 吉川康夫・飯田貴子訳「私は彼の所有物だった……—スポーツにおける性的虐待に関する女性たちの経験—」スポーツとジェンダー研究 1、75-90頁

う問題があり、よりていねいな防止の取り組みが必要になります。

IV. スポーツにおいて暴力やSHが生じやすく、見えにくい背景

1. 支配的なスポーツがもつ筋力優位主義指標

「より速く・より高く・より強く」に代表される近代スポーツは、筋力量とその発揮を指標とするため、比較的筋力に勝る男性のスポーツパフォーマンスを、女性のそれよりも優位に見せ、そのことを自然化しやすくします。そのため、スポーツにおける男性優位や、スポーツにおけるジェンダー規範が知らないうちに正当化されやすく、女性を劣位におくことになりがちです。

2. スポーツ統括組織の男性中心主義的構造

スポーツはほかの文化的領域に比べて、意思決定者における女性の割合が顕著に低い領域です。日本の中心的なスポーツ統括組織における役員のジェンダー配置は、かなりアンバランスなものになっています。たとえば、(公財)日体協の理事役員の女性比率はわずか12.1% (4/33人)であり、(公財)日本オリンピック委員会(以下、(公財)JOC)も13.8% (4/29人)に過ぎません。IOCは、みずからが主催する第2回世界女性スポーツ会議で、各国のスポーツ組織の意思決定機関における女性代表者の割合を2005年までに20%にすると決議しましたが、当のIOC自身も近年までその目標を達成できていませんでした。こうしたスポーツにおける女性の過少代表は、勝利至上主義などにみられるスポーツの支配的な価値や、組織内の上意下達、権力者による暴力やSHなどの組織文化を疑問視することを阻んでいます。

3. スポーツ組織の権威主義的構造

スポーツ組織は強い上下関係に支えられています。組織においては個人よりも集団が重視され、個人は服従を強いられるため、競技力の向上とは裏腹に主体性を失う傾向さえあります。このため暴力やSHなどが生じて

いても問題視しようとし、個人の人権軽視や組織による隠ぺいにつながります。

4. 権力構造（男性支配構造）の維持再生産装置としてのハラスメント

これまで述べてきたような暴力やSHは、組織のなかで個人を無力化し、サイバイバル手段として沈黙させるものです。ハラスメントは、スポーツ組織内の個々の人間の地位を再確認させ、権威や序列を維持する機能を果たしているといえます。

5. 「ヘゲモニックな男性性」とスポーツ

男性は社会の中で、「泣き言を言うな」、「弱音を吐くな」、「痛くてもガマンしろ」と「男らしく」なるよう奨励されますが、レイウイン・コンネルというオーストラリアの社会学者は、男性性にも権力関係に基づいた階層性を伴う複数性があるとし、「権威と結びつき優位な地位をもつ男性性のパターンを「ヘゲモニックな男性性」と呼んで⁹⁾います。スポーツは、この「ヘゲモニックな男性性」がもっとも称賛される社会領域のひとつです。上述のように、ハラスメント行為によってその権力構造が維持再生産されていると考えると、スポーツ組織に人権被害を認めにくい、暴力やいじめを当然視／黙殺する土壤があるのはある意味とても納得のいくことです。

2013年、女子柔道代表選手らによる指導陣への暴力告発が明るみにでたのち、柔道元オリンピックメダリスト（現大学教員）の溝口紀子さんは、「おそらく今回の暴行問題で男子の代表選手15人が訴えたとしても、「根性がない」という精神論で終わってしまい、大した問題にならなかったはずだ¹⁰⁾と記述されています。また、選手たちの代理人となった辻口弁護士らの記述によると、彼女らが勇気ある告発に踏み切ったとき、「男性選手

9) 多賀太 (2010) 「18男性性というジェンダー R.W.コンネル『ジェンダーと権力』『マスキュリティーズ』井上俊・伊藤公雄編『社会学ベーシックス5 近代家族とジェンダー』世界思想社、179頁

10) 溝口紀子 (2013) 『性と柔 女子柔道史から問う』河出ブックス、7-8頁

についても同様あるいはそれ以上の問題があったかと聞いていましたが、不思議なことにそれは明らかになりませんでした¹¹⁾とあります。かつて、2000年シドニー五輪の代表選手選考をめぐる、CAS（国際スポーツ仲裁所）に日本人選手として初めて提訴したのも千葉すずさんという女性選手でした。

縦社会の組織構造に階層的に埋め込まれている男性は、そこから逸脱しにくく、またたとえその中でハラスメントを受けても、ガマンしてやり過ごし、やがて実績を積み上げていけば「地位」を手にすることができます。一方で周辺化され、組織の意思決定の枠組みからはずれている女性は、かえって声をあげやすく、むしろ女性であるからこそ抵抗の力をもちえたのかもしれませんが。「沈黙する男性」と「告発する女性」は、スポーツにおけるジェンダー構造の反映であると同時に、女性による組織文化変革の可能性を示しているともいえるのではないのでしょうか。

6. スポーツ価値の一元化（勝利至上主義）、多様性への不寛容

スポーツにはそもそも、娯楽・あそび、楽しみの追求や息抜き・リフレッシュ、自他の心身との対話など、筋力指標による優越の追求以外の多くの価値が存在するのですが、そうした多様な価値は劣位に置かれているのが現状です。「ヘゲモニックな男性性」によって支配されるスポーツは、あまりにも勝利至上主義に偏っています。そうした一元的なスポーツ価値の追求と誤った方法論が、組織内の権力構造の維持と相まって、暴力やSHを看過させる土壌となっているのかもしれませんが。

V. 日本のスポーツ統括／関連組織による対応

上述したような暴力やSHの問題を受け、これまでどのような対策がとられてきたのでしょうか。ここでは、2013年春におこなったスポーツ統括

11) 辻口信良、岡村英祐（2013）「柔道トップアスリートの悩みと苦しみ」森川貞夫編著『日本のスポーツ界は暴力を克服できるか』かもかわ出版、106頁

組織の取組状況調査や、一連の事件後に取り組みされたスポーツ関連組織や文科省による対策の主なものを取り上げてみます。

1. スポーツ統括団体における取り組みの現状調査

2013年1～3月に実施した、スポーツ統括団体全569団体に対する取り組み現状調査（回収数191、回収率33.6%）によると、「スポーツにおける倫理的問題などに対するなんらかの規程やガイドライン」について、「ある」と回答した団体が19.4%、「計画中」が17.8%、「上位団体のそれに準ずる」が3.1%でした。回答団体中58.1%がそれらを定めておらず、策定している割合は、（公財）日体協・都道府県体協とJOC・中央競技団体では50%を超えましたが、その他の団体では1割前後と低調でした¹²⁾。

2. （公財）日本体育協会

日体協は、『スポーツ指導者のための倫理ガイドライン』¹³⁾を2013年7月24日に発表しました。同協会が2004年に発表、2011年に改定した『公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドライン』¹⁴⁾よりは、構造的問題や性的虐待について踏み込んだ記述があり、指導倫理をチェックするリストなどもあるものの、従前の組織ガイドラインとの齟齬も認められ、組織として統一的な見解をまとめきれていません。

3. （公財）JOC

JOCは、傘下の競技団体や指導者・選手を対象にした調査を実施するとともに、2013年3月19日に相談窓口を弁護士事務所に開設しています。諸外国に比べれば遅れていますが、日本のスポーツ統括組織としては画期的な取り組みであり、2013年11月12日時点で約30件の通報があったと報じら

12) 高峰修、熊安貴美江（2013）「スポーツ統括団体における倫理問題に関する取り組みの現状」スポーツとジェンダー学会第12回大会抄録集、17頁

13) <http://www.japan-sports.or.jp/portals/0/data/katsudousuishin/doc/gaidorain.pdf>
2014年3月5日接続確認

14) <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/about/pdf/plan02.pdf>
2014年3月5日接続確認

れています¹⁵⁾。

相談受け後、初めての調査対象となった大阪の体操クラブ女子選手の暴力被害は、当該クラブの代表でJOC強化スタッフの女性コーチによるものであることがわかりました。コーチは12月19日に、大阪府警によって傷害容疑で書類送検されましたが、(公財)JOCや(公財)日本体操協会および大阪体操協会の間の情報のやり取りや聞き取りの方法において、課題の残る調査過程であったことが報道¹⁶⁾からうかがわれます。

4. 相談窓口の設置

2013年9月段階での各競技団体の通報相談窓口の設置状況(全59中央競技団体中)をみると、「設置済み」は35団体(59.3%)、「検討中」は20団体(33.9%)、「予定なし」は4団体(6.8%)とされています¹⁷⁾。

ただし、事務局に窓口を置いている団体が多く(22件。うち3件は予定)、法律事務所を相談窓口として設置している団体は2013年11月25日確認時点で6件にとどまっています。利用者にとって信頼に足る、解決の筋道が明確と思われるものは少なく、応急の対応にとどまっていることがうかがわれます。

5. 文部科学省

文部科学省の有識者会議によって、「スポーツ指導における暴力行為等に関する相談を受け付ける第三者相談・調査制度」が(独立行政法人)日本スポーツ振興センター(JSC)に設置され、同センターは2014年1月10

15) 時事ドットコム「相談窓口の経過報告=JOC」<http://www.jiji.com/jc/zc?k=201311/2013111200977> 2014年3月5日接続確認 など

16) nikkansports.com「体操女子の暴力的指導、地元へ解明託す」<http://www.nikkansports.com/sports/news/f-sp-tp0-20131112-1217417.html> 2014年3月5日接続確認

17) 青木剛(JOC専務理事)による(H.25.9.2資料:以下URL)に、2013.11.25現在の各競技団体HPチェックにより、更新情報2件を追加した http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/sports/020/shiryu/___icsFiles/afieldfile/2013/11/08/1341259_06.pdf 2014年3月5日接続確認

日に相談受付を開始しました¹⁸⁾。

制度の内容は、・電話と電子メールによる相談受付。必要であれば事実関係を調査して競技団体に是正を勧告する。・利用対象者は、当面はトップアスリートのみ。・取扱い事案は、1年以内に行われたスポーツ指導における暴力行為等。というもので、今後の対応がより広範なスポーツ関係者に拡大されることが望まれます。

文科省有識者会議は、同時に処分規定試案も作成していますが、今後の課題としては、加害者の処分に偏ることなく、被害者保護の観点から防止のための具体的な指針が検討される必要があると思います。また、競技団体が調査に応じるかどうかは任意とされており、勧告や助言についても強制力はもたせないということなので、結局のところはスポーツ組織の自浄能力が問われることになるでしょう。

6. 他の組織の相談窓口

スポーツ法学会が、暫定的な相談窓口設置に乗り出しました。(公財)JOCや文科省の対応は、一部のトップアスリートを対象とした限定的なものであり、各競技団体が設けた窓口はまだまだ不十分なものと思われます。そこで、これまでに設置された相談窓口では相談対象者とならないアスリートの権利救済のため、暫定的な相談窓口(平成26年1月14日より同年3月8日)(東京・名古屋・大阪)が開設されました。3月8日の理事会で、それまでの運用状況を踏まえて今後の方針を検討するとしています¹⁹⁾。

VI. スポーツにおける暴力やSHの可視化に向けて

当面は対象者の制限があるものの、(独法)日本スポーツ振興センター(JSC)という、個々のスポーツ組織の外部に、被害者が相談できる機関

18) <http://www.jpnsport.go.jp/corp/gyoumu/tabid/517/Default.aspx> 2014年3月5日 接続確認

19) <http://jsla.gr.jp/J/Inquiry%20counter.htm> 2014年3月5日接続確認

が設置されたことは貴重な第一歩です。先に述べたように、今後はその対象者を拡大し、他の機関との連携を含めてより恒常的な相談・保護・回復支援機関として多様なかたちで展開されていくことが望まれます。

IOCがその声明文²⁰⁾で明言するように、「スポーツ組織はとりわけ、安全を守るための門番であり、このようなハラスメント行為を特定し、根絶するために強力なリーダーシップを発揮しなければ」なりません。そのためには従来のような閉鎖性を打破し、ジェンダー構造を是正していくことが必要です。

まずは組織として、明確な倫理規定に基づく、暴力・SH防止のための指針と解決手順の策定、有効な（声をあげやすい・匿名性が守られる・二次被害を防ぐ・解決の筋道がわかりやすい）相談窓口システムの運用と、外部との実用的な連携を図っていくべきでしょう。特にSHは、個人的な場や関係性に閉じて生じ、被害者が孤立化しやすく告発しにくいいため、これに特化した具体的な防止指針が必要ではないかと思います。さらに、意思決定や指導的役割のジェンダー・バランス是正、スポーツ外の人材の役員登用、民主的なリーダーシップの育成などに取り組むべきです。

さらに取り組みの一環として、スポーツにかかわるすべての人を対象にした、以下のような意識啓発とトレーニングが求められます。

- スポーツにかかわる人権：（性）暴力への気づき、予防教育
- 指導方法の改善、研修、コミュニケーション訓練
- 選手／プレイヤーのエンパワーメント：暴力やセクハラ被害を「人権被害」として認識できる力の育成
- 組織スタッフ、ボランティア支援者、保護者への啓発

最後に、社会全体におけるスポーツ教育の一環として、スポーツ価値の多様化の促進をあげておきたいと思います。スポーツ組織や社会全体がスポーツ価値の多様性に対する認識を高めることは、スポーツにおける支配

20) IOC統一声明（2007）「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待」
2014年3月5日接続確認
<http://www.sportlaw.ca/wp-content/uploads/2011/03/em-IOC-Consensus-Statement-on-Sexual-Harassment-and-Abuse-in-Sport.pdf>

構造やそれを維持するハラスメントに対して、疑問視する力をもたらし
てくれると思うからです。

このたびの一連の事件に関して、「スポーツ界の危機」という言い方が
さかんにされていますが、それはこれまでの権力構造の上にあぐらをか
いていた「階層社会」の危機を意味するものにすぎません。被害当事者に
とってはたいへんな苦痛を伴うものでしたが、一連の事件の発覚とそれら
への対応は、むしろ今後のスポーツ愛好家が安全にスポーツ機会を享受す
る権利を明確にし、それを保護していくための重要なきっかけになったと
思います。